

## 集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

- 1 政府解釈によると、集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とされている。

政府は、これまで集団的自衛権について、日本国は、国際法上集団的自衛権を有しているものの、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」と解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。

ところが、現在、政府は、集団的自衛権行使に関するこれまでの政府の解釈を変更し、集団的自衛権行使を限定的とはいえ容認する方向性を表明している。

この政府の方針は、閣議決定により政府見解を変更し、あるいは集団的自衛権の行使容認を前提とした法律を制定することによって、憲法改正手続を経ることなく、実質的に憲法改正を行おうとするものである。

- 2 憲法は、国家権力を制限して、国民の基本的人権を保障することを目的とした国の最高法規である。したがって、集団的自衛権の行使は許されないとする確立した政府解釈は、憲法尊重擁護義務（第99条）を負う国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきではないし、憲法より下位にある法律によって憲法解釈の変更を図ることは、立憲主義に正面から反する行為である。

また、憲法前文と憲法9条に規定されている平和主義は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」「恒久の平和を念願し」「平和のうちに生存する権利を有することを確認」して設けられた憲法の重要な基本原理である。

したがって、従来憲法9条の下において集団的自衛権の行使は許されないとしていた政府解釈を閣議決定や法律の制定によって容認する方向に変更して、実質的な憲法改正を図ることは、立憲主義にも平和主義にも反するもので、憲法上許されるものではない。

- 3 よって、当会は、憲法の基本原則を尊重する立場から、政府が集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行うことに強く反対するものである。

平成26年5月19日

青森県弁護士会

会長 源 新 明